

## 注意喚起: 新型コロナウイルスによる肺炎の発生(その3)

令和2年2月5日  
在サイパン領事事務所

1 1月31日(米国現地時間), トランプ米大統領は, 米国における公衆衛生上の緊急事態として, 以下の入国制限措置を発表し, 2月2日午後5時(東部時間)から同措置が実施されています。

- (1) 過去14日間に湖北省に滞在歴のある米国人及び永住者等は, 最大14日間の強制検疫(隔離)を受ける。
- (2) 過去14日間に湖北省以外の中国本土に滞在歴のある米国人及び永住者等は, 事前入国健康スクリーニングのある空港においてこれを受け, 最大14日間の自主検疫により, 感染のないこと, 他者に感染させないことを確保する。
- (3) 過去14日間に中国(香港及びマカオ特別行政区を除く)に渡航歴のある外国人(米国人及び永住者, ならびにこれらの家族等を除く)の入国を拒否する。

2 北マリアナ諸島における入国制限措置については, 上記1を受け, 2月3日午前8時から米本土と同様の措置を実施する旨を北マリアナ港湾局(Commonwealth Ports Authority)が既に発表しています。

3 各国政府当局等からは, 新型コロナウイルスの感染症例が報告されており, 4日時点で, 日本を含む26の国・地域で2万例以上の症例が確認されています。日本においては, 現時点で, 20件の感染症例が見つかり, 1日にはフィリピンにおいてコロナウイルスを発症した中国人男性が死亡し, 初めて中国国外での死者が確認されたほか, 4日には香港においても死者が確認されています。

4 世界保健機関(WHO)は, 1月31日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表し新型コロナウイルスは指定感染症に指定されました。現時点で新型コロナウイルスのワクチンはなく, ワクチンの開発には時間がかかります。感染が更に拡大する可能性があり, 常に最新情報を入手し, 予防に努めてください。

【参考: 中国における感染例数等についての最新情報】

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_009.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html)

5 在留邦人の皆様が日常生活を送るに当たっては, デマに惑わされることなく, 睡眠, 栄養及び休養に留意し, 下記の措置をとってください。

- ・こまめに石鹸で手洗い, うがいをする。
- ・生きた動物を扱う市場に出入りしない。
- ・人混みにむやみに立ち入らない。
- ・マスクを着用する際には, 鼻から顎まで覆い, 隙間のないように着用する。
- ・武漢に渡航歴のある人と面会後に発熱するなど, 新型コロナウイルス感染症が疑われる際には, いきなり病院に向かわず, 予め電話等で受診を予告してから訪問する。

【参考: 国立国際医療研究センターの感染症専門医による解説】

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/>